

新開委員提出資料

平成23年度第5回障害者県民会議資料

- ・個々の事例について、条例や方策、解決方法を仮定してみる。
- ・大別して、すぐに解決できる問題とそうでない問題に分けられると思う。
- ・すぐに解決できる問題については、別チャンネルで解決に導き、解決をはかる。

まずはブレインストーミングが必要と考え、とりあえず、ここまでを提案します。

具体例	項目	禁止や配慮の類型	発見
<p>不当な差別・不合理な制限・理由なき不利益・権利の侵害等</p>	<p>差別・不利益取扱いと思われる事例</p>	<p>福祉サービスの提供拒否</p> <p>障害者支援施設等への入所を強制</p> <p>医療の提供を制限</p> <p>長期間の入院による医療を強制</p> <p>商品の販売若しくはサービスの提供を制限</p> <p>労働者の募集又は採用をしない</p> <p>賃金、労働時間その他の労働条件、配置等の不利益</p> <p>十分な教育に必要な指導又は支援を講じないこと</p> <p>建物その他の施設若しくは公共交通機関の利用を制限</p> <p>不動産の売却若しくは賃貸等を制限</p> <p>情報の提供を制限</p> <p>意思の表示を受けることを拒否</p>	<p>相談支援 本人・家族からの訴え 本人・家族からの通報</p>
	<p>社会的障壁の合理的な除去のための配慮</p>	<p>社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって障害者の権利利益を侵害することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。</p>	<p>本人・家族からの問題提起 関係者からの指摘 市民からの意見</p>
	<p>虐待（障害者虐待防止法）</p>	<p>(1) 障害者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</p> <p>(2) 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p> <p>(3) 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>(4) 障害者を養護する責任がある場合において、障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他養護を著しく怠ること。</p> <p>(5) 障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。</p>	<p>医療福祉 本人・家族からの訴え 本人・家族からの通報</p>

今回の差別的と感じている事案を振り分けるといくつかは上の3つの項目にはまりますが、「嫌な思いをした」とか、「先々不安だ」という話は条例で規制をするものではなく、施策を充実させて本人のエンパワメントを図ることで解消すべきだと思います。

前城委員提出資料

平成23年度第5回障害者県民会議資料

今現在の班をいかしながらヒアリングをもとに班ごとにグループ討議を行い(何度か討議するとよいと思う)グループごとにまとめて全体会議に望む、もしくはグループ長だけでやってもいいと思います。その後、全体会を設け、方向性や理念を描くと今までやってきたヒアリングもいかされると考えます。

グループ討議の課題として

- A班—福祉と住まい
- B班—医療と教育
- C班—雇用と交通
- D班—公共、その他